

平成 18 年 5 月 24 日

各 位

会社名 株式会社CRCソリューションズ
代表取締役 杉山 尋美
社長執行役員
(コード番号 9660 東証第1部)
問合せ先 広報室長 馬島 助之
(TEL 03-5634-5684)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 24 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 20 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 電子公告制度導入のための商法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 87 号)の施行により、会社は公告を電子公告により行うことができることとなりました。これに伴い、電子公告制度を導入することとし、所要の変更を行うものであります。併せて、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときの措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下整備法という)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
- 株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、第 9 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- 旧商法における株主総会の招集地に関する規定が廃止されましたが、株主総会の円滑な運営を図るため、第 14 条(招集地)を新設するものであります。
- 株主総会参考書類等の一部につきインターネットで開示することにより株主の皆様へこれらを提供したものとみなされたことから、株主総会招集手続きの合理化のため、変更案第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに書面または電磁的方法により取締役会の決議があったものとみなすことができる旨の規定を変更案第 24 条(取締役会の決議方法等)に第 2 項を新設するものであります。
- 剰余金等の配当を、株主総会の決議によらず取締役会が決定することが可能になったことに伴い、機動的に剰余金の配当等を実施できる旨の規定を変更案第 36 条(剰余金の配当等)に新設するものであります。
- (3) その他、定款に一定の規定があるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文、条数の変更などの所要の変更を行うものであります。

なお、整備法に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で当社定款には、以

下の定めがあるものとみなされております。

当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め

当社は株式に係る株券を発行する旨の定め

当会社に株主名簿管理人を置く旨の定め

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日 程

本定款変更は、平成 18 年 6 月 20 日開催の第 48 回定時株主総会に付議する予定であります。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	(機関)
	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p>
(公告の方法)	(公告方法)
<p>第4条 当社の公告は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。</p>
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は、9,680万株とする。</p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、9,680万株とする。</p>
(自己株式の取得)	(削除)
<p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	
(新設)	(株券の発行)
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
<p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>
(新設)	(単元未満株式についての権利)
	<p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p>
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
<p>第8条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する取扱ならびに手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消(保管振替機関へ預託された株券の株式を除く。)、株券不所持、株券の交付、単元未満株式の買取、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p><u>本定款に定めるもののほか、権利を行使する者を定める必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告を行い、一定の日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(招集地)</p> <p>第14条 <u>株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし規定)</p>
<p>(決議の要件)</p> <p>第13条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、<u>本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、<u>本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
<p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
(選任)	(選任)
<p>第16条 取締役は、株主総会で選任する。</p>	<p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>取締役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを決する。</p>	<p>取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	(現行どおり)
(任期)	(任期)
<p>第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
(代表取締役)	(代表取締役)
<p>第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p>	<p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選任する。</p>
(決議の方法)	(取締役会の決議方法等)
<p>第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
(新設)	<p>当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</p>
(報酬および退職慰労金)	(報酬等)
<p>第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
(選任)	(選任)
<p>第24条 監査役は、株主総会で選任する。</p>	<p>第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>監査役の選任については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを決する。</p>	<p>監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
(任期)	(任期)
<p>第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第26条 常勤監査役は、<u>監査役の互選をもって定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第30条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(営業年度および決算期)</p> <p>第31条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第32条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第36条 <u>当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項に各号に掲げる事項を定めることができる。</u> <u>当社は、前項に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</u> <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を行う。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当金という。)をすることができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</u></p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第34条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第38条 <u>剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>

なお、現行定款第11条、第12条、第15条、第19条、第21条、第23条、第27条～第29条につきましては、上記変更に伴い順次条数を繰り下げるものであります。

以 上